

都市計画税率の改定

原案どおり、令和 8 年 4 月 1 日から 0.25% への改定を賛成多数で可決しました。

都市計画税は、道路や下水道などの都市計画事業及び土地区画整理事業に要する費用として使われる目的税です。当市では、昭和 53 年度に税率 0.1% の都市計画税を導入して以来、47 年間税率が変更されていませんでした。



総務常任委員会での審査結果

▶ 原案を賛成少数で否決しました。

本会議での主な質疑と答弁

問 税率を 0.25% へと引き上げることで、住宅取得層に対する心理的負担が増大することから、“白岡離れ”を招く可能性や定住促進策との整合性について伺う。また、0.2% からの段階的な引き上げではなく 0.25% でなければならないと結論づけた具体的根拠を伺う。

答 0.25% という税率は、都市基盤整備を着実に進めていくために必要な財源である。都市基盤整備は、新たに居住されるかたの利便性や生活の質を高め、若い世代の定住を支える最も基本的な要素であるとする。また、物価上昇など都市計画事業費が増大する中、税率改定を段階的に実施するのではなく着実に事業を進められる安定的な財源を確保することが、喫緊の最重要課題であると考えた。

本会議での原案に対する修正案

▶ 議員から 2 案が提出されましたが、いずれも賛成少数で否決しました。

(修正案 1) 税率は 0.1% とし、令和 8 年度から 10 年度までの 3 年間に限り 0.25% とする。

(修正案 2) 税率は 0.25% とし、令和 8 年度から 10 年度までの 3 年間は 0.2% に軽減する。

本会議での討論と審議結果

▶ 原案を賛成多数で可決しました。

賛成討論

- ・都市計画関連事業の 3 割しか賄えていない状態は、財政的に不健全である。また、一般財源が圧迫されれば、市民ニーズに対応できなくなり、結果的に市民のために良くない。
- ・市民は都市化を望んでいる。財源確保のために必要で、反対することは、都市化を拒むことになる。
- ・今後の社会保障費の増大とインフラの老朽化への対応のためには、安定的な財源が必要である。
- ・インフラ整備は早期に完了し、市民に利用されてこそ価値が生まれる。そのためにも、事業を滞りなく進める安定した財源の確保が重要である。

反対討論

- ・0.1% から 0.25% へ引き上げることは、急激で妥当性を欠き、市民負担への配慮が欠けている。プロセスも拙速である。段階的引き上げを検討すべきである。
- ・都市計画税を 2.5 倍にする目的は、税の充当割合や 47 年変えていないからではなく、増税により何を向上させるかである。新しい計画もないとの答弁である。また、都市計画税制審議会の答申では 0.25% の税率も令和 8 年 4 月施行も触れていない。
- ・常任委員会では、賛成少数で否決された議案である。また、市民説明会では、市民が物価高で苦しんでいる時になぜ改定するのかという意見が多くあった。

都市計画税率の改定に対する附帯決議

1. 市は、都市計画税が目的税であることを踏まえ、その用途や都市計画事業の進捗状況について、議会及び市民への分かりやすい情報提供に努め、説明責任を果たすこと。
2. 市は、社会経済情勢や人口動態を鑑み、都市計画事業の進捗状況及び財政状況等を総合的に勘案し、令和 13 年 3 月 31 日までに、都市計画税率の妥当性について検証を行い、その結果を公表すること。
3. 前項の検証結果を踏まえ、市民生活や地域経済への影響も考慮し、必要があると認めるときは、速やかに税率の見直しをすること。